

公立大学法人熊本県立大学の評価実施要領

平成 19 年 2 月 16 日
 熊本県公立大学法人評価委員会決定
 一部改正：平成 24 年 6 月 14 日
 一部改正：平成 27 年 7 月 15 日
 一部改正：平成 29 年 11 月 13 日
 一部改正：令和 6 年 3 月 21 日
 一部改正：令和 7 年●月●日

この実施要領は、熊本県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が公立大学法人熊本県立大学（以下「法人」という。）の評価を実施するに当たっての基本的な考え方、評価の方法及び評価の進め方について定めるものとする。

1 評価に当たっての基本的な考え方

- (1) 法人における教育研究の特性や大学運営の自主性・自律性に配慮しつつ、法人の教育及び研究並びに組織及び運営について継続的な質的向上に資するものとする。
- (2) 評価に関する一連の過程を通じて、法人の教育及び研究並びに組織及び運営の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たしていくものとする。
- (3) 法人の教育及び研究並びに組織及び業務運営についての様々な工夫や特色ある取組を積極的に評価するものとする。特に、法人が中期計画において重点事項とした取組に係る評価指標に掲げられた達成水準を満たした場合には、他の評価指標に掲げられた達成水準を満たした場合よりも高く評価するとともに、達成水準を満たしていない場合でも、取組に係る進捗を確認した上で評価を行う。
- (4) 次期中期目標及び中期計画の検討や法人の組織及び業務運営の見直し検討に資するものとする。

2 評価の種類

評価委員会が行う評価は、次の 2 つとする。

名称	根拠	評価の対象	評価実施時期
中間評価	地方独立行政法人法 第 78 条の 2 第 1 項 第 1 号	中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績	中期目標期間の最後の事業年度の前年度
期間評価	地方独立行政法人法 第 78 条の 2 第 1 項 第 2 号	中期目標期間における業務の実績	中期目標期間終了の翌年度

3 評価の方法

法人が行う自己評価を踏まえ評価することを基本とし、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「項目別評価」と「全体評価」により行うこととする。

(1) 項目別評価

- ① 法人は、中期計画の最小項目ごとの実施状況について、中期計画に設定された評価指標ごとの達成状況も踏まえ、別紙「評価基準表」に基づき自己点検・評価を行い、業務実績報告書に記載する。
- ② 評価委員会は、中期計画の「1 大学の教育研究等の質の向上」については中項目、それ以外については大項目ごとに、別紙「評価基準表」に基づき、中期目標・中期計画の達成状況进行评估する。

なお、評価に当たっては、業務実績報告書等及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえ、中期計画策定時に設定した指標を基に、客観的かつ総合的に行うこととする。

(2) 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における中期目標・中期計画の達成状況について総合的な評価を行う。

4 評価の進め方

- (1) 法人は、次に掲げる提出期限までに、業務実績報告書（評価委員会が別に指定する様式）を評価委員会に提出する。

評価の名称	業務実績報告書提出期限
中間評価	中期目標期間の最後の事業年度の前々事業年度終了後3ヶ月以内
期間評価	中期目標期間の最後の事業年度終了後3ヶ月以内

- (2) 評価委員会は、会議を開催（オンライン会議システムを利用する方法を含む。以下同じ。）し、法人の業務実績報告書の内容を踏まえ、中期計画に設定された評価指標の達成状況及び優れた実績・成果が認められる取組等について総合的に検証する。なお、当該検証は、法人へのヒアリングを通じて行う。

- (3) 評価委員会は、(2)の検証を踏まえ、会議を開催し、「3 評価の方法」に基づき、評価を行う。

- (4) 評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち、法人に意見申立

ての機会を付与する。

- (5) 評価委員会は、評価の結果（必要に応じて業務運営の改善その他の勧告）を法人に通知し、知事に報告するとともに公表する。

5 その他

この実施要領については、必要に応じて見直すことができるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度及び中期目標期間における業務の実績を対象とする評価の実施について適用し、施行日前に終了する事業年度及び中期目標期間における業務の実績を対象とする評価の実施については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する中期目標期間における業務の実績を対象とする評価の実施について適用し、施行日前に開始した事業年度及び中期目標期間における業務の実績を対象とする評価の実施については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和7年 月 日から施行する。

(別紙) 評価基準表

①中間評価

法人自己評価		
ランク	評価基準	判断基準（目安）
S	中期計画を大きく上回って実施している。	評価指標の達成水準を大きく上回ることが見込まれる場合（達成率 130%程度）
A	中期計画を順調に実施している。	評価指標の達成水準を満たすことが見込まれる場合（達成率 100%程度）
B	中期計画を十分に実施していない。	評価指標の達成水準を満たさないことが見込まれる場合（達成率 70%程度）
C	中期計画を実施していない。	評価指標の達成水準を大きく下回ることが見込まれる場合又は事業を実施していない場合（達成率が 60%以下）

評価委員会評価		
ランク	評価基準	判断基準（目安）
1	中期目標・中期計画を上回る成果が見込まれ、特に優れた実績を上げている。	法人の自己評価で全ての項目が「A」以上であり、中期計画を実施し、特に優れた実績・成果を上げていると判断される場合
2	中期目標・中期計画の達成が見込まれる。	法人の自己評価で全ての項目が「A」以上であり、中期計画を実施していると判断される場合
3	中期目標・中期計画の達成が厳しい状況にある。	法人の自己評価で1つ以上の項目が「B」であり、中期計画を十分に実施しているとは言えないと判断される場合
4	中期目標・中期計画の達成のためには、 <u>重大な改善事項がある。</u>	法人の自己評価で1つ以上の項目が「C」であり、かつ、中期計画・中期目標の達成のためには、取組の改善（計画の見直し等）が必要であると認められる場合

②期間評価

法人自己評価		
ランク	評価基準	判断基準（目安）
S	中期計画を大きく上回って実施した。	評価指標の達成水準を大きく上回っている場合（達成率 130%程度）
A	中期計画を十分に実施した。	評価指標の達成水準を満たしている場合（達成率 90%～100%程度）
B	中期計画を十分に実施していない。	評価指標の達成水準を満たしていない場合（達成率 60～80%程度）
C	中期計画を実施していない。	評価指標の達成水準を大きく下回っている場合又は事業を実施していない場合（達成率が 60%以下）

評価委員会評価		
ランク	評価基準	判断基準（目安）
1	中期目標・中期計画を上回る成果が得られ、特に優れた実績を上げた。	法人の自己評価で全ての項目が「A」以上であり、中期計画を実施し、特に優れた実績・成果を上げていると判断される場合。
2	中期目標・中期計画を達成した。	法人の自己評価で全ての項目が「A」以上であり、中期計画を実施したと判断される場合。
3	中期目標・中期計画を十分に実施していない。	法人の自己評価で1つ以上の項目が「B」であり、中期計画を十分に実施したとはいえない場合。
4	中期目標・中期計画を実施しておらず、重大な改善事項がある。	法人の自己評価で1つ以上の項目が「C」であり、中期計画を実施しておらず、中期計画・中期目標の達成のためには、次期中期計画において改善が必要であると認められる場合。